

香取広域市町村圏事務組合職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

平成18年3月27日

規則第14号

改正 平成18年11月20日規則第29号

平成19年4月1日規則第13号

平成27年11月9日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第11号）第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号。以下「給与条例」という。）第23条の規定により、職員の管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第2条 給与条例第23条第3項第1号の規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 行政職給料表(一)8級の職にあるもの 10,000円

(2) 行政職給料表(一)7級の職にあるもの 8,000円

2 給与条例第23条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 給与条例第23条第3項第2号の規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 行政職給料表(一)8級の職にあるもの 5,000円

(2) 行政職給料表(一)7級の職にあるもの 4,000円

2 給与条例第23条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(勤務整理簿)

第4条 任命権者は、管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月27日(以下「消防統合の日」という。)の前日において小見川町外2町消防組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの消防統合の前日において管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成4年小見川町外2町消防組合規則第3号)によりなされた管理職員特別勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成19年4月1日(以下「組合統合の日」という。)の前日において北総西部衛生組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの組合統合の前日において北総西部衛生組合諸給与条例(昭和38年北総西部衛生組合条例第1号)によりなされた管理職員特別勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年11月20日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年4月1日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月9日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。